

福島県福祉サービス第三者評価基準

＜付加項目編＞

(児童養護施設版)

平成20年3月

児童養護施設版<付加項目編> (33項目)

A-1 利用者の尊重	
(1) 利用者の尊重	
①	子ども自身が自分たちの生活全般について自主的に考える活動(施設内の自治会活動等)を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる
②	施設の行う援助について事前に説明し、子どもが主体的に選択(自己決定)できるように支援している
③	多くの生活体験を積ませる中で、子どもがその問題や事態の自主的な解決等を通して、健全な自己の成長や問題解決力を形成できるように支援している
④	多くの人たちとのふれあいを通して、子どもが人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重し共生ができるよう支援している
⑤	子どもの発達に応じて、本人の出生や生い立ち、家族の状況等について、子どもに適切に知らせている
⑥	体罰を行わないよう徹底している
⑦	子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる
⑧	子どもや保護者の思想や信教の自由は、他の子どもや保護者の権利を妨げない範囲で保障されている
A-2 日常生活支援サービス	
(1) 援助の基本	
①	子どもと職員との間に信頼関係を構築し、常に個々の子どもの発達段階や課題に考慮した援助を行っている
②	子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている
(2) 食生活	
①	食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を払っている
②	子どもの生活時間にあわせた食事の時間が設定されている
③	発達段階に応じて食習慣を習得するための支援を適切に行っている
(3) 衣生活	
①	衣服は清潔で、体に合い、季節にあったものを提供している
②	子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように援助している
(4) 住生活	
①	居室等施設全体が生活の場として安全性や快適さに配慮したものになっている
②	発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう援助している
(5) 衛生管理、健康管理、安全管理	
①	発達段階に応じ、身体の健康(清潔、病気、事故等)について自己管理ができるよう支援している
②	医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している
(6) 問題行動に対する対応	
①	子どもが暴力・不適応行動などの問題行動をとった場合に適切に対応している
②	虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている
③	施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体に徹底している
(7) 自主性、自律性を尊重した日常生活	
①	行事などのプログラムは、子どもが参画しやすいように計画・実施されている
②	休日等に子どもが自由に過ごせるよう配慮している
③	子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している
④	子どもが友人や地域との関係を深められるよう支援している
(8) 学習支援、進路指導等	
①	学習環境の整備を行い学力に応じた学習支援を行っている
②	学校を卒業する子どもの進路について、「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう援助している
③	職場実習や職場体験等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる
④	子どもの年齢・発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりのある心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている
(9) メンタルヘルス	
①	被虐待児など心理的なケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている
(10) 家族とのつながり	
①	児童相談所等と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり家族からの相談に応じる体制づくりができています
②	子どもと家族の関係づくりのために面会、外出、一時帰省などを積極的に行っている

A-1 利用者の尊重

1-(1) 利用者の尊重

A-1-(1)-① 子ども自身が自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治会活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 子ども自身が自主的に考える活動を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。
- b) 子ども自身が自主的に考える活動の推進に努め、施設における生活改善に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設における生活改善の取り組みを行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 児童養護施設では、子どもを権利の主体として位置付け、常に子どもの最善の利益に配慮した援助が行われなければなりません。
- また、児童養護施設における生活指導は、子どもの自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養うことを目的として行われなければならないとされています。
- 本評価基準では、施設における子ども自身による主体的な活動の推進に向けた具体的な取り組みや、それらに対する職員のかかわりについて評価します。
- なお、本評価基準は施設内の自治会等における子どもの意見表明の機会確保や、主体的な取り組みについて評価するもので、子ども一人ひとりに対する支援等については自立支援計画との関係で評価します。

評価の着眼点

- 子ども自身が自分たちの生活全般について、自主的・主体的な取り組みができるような活動（施設内の自治会活動等）を実施している。
- 子どもが問題や課題について主体的に検討し、その上で取り組み、実行、管理するといった内容を含んだ活動をしている。
- 活動を通して、子どもの自己表現力、自律性、責任感などが育つよう、職員は必要な支援をしている。
- 活動における目標実現に向かって発展していくよう、職員は必要な支援をしている。
- 活動で決定した要望等について、施設や職員は可能な限り応えている。

A-1-(1)-② 施設の行う援助について事前に説明し、子どもが主体的に選択（自己決定）できるように支援している。

【判断基準】

- a) 施設の行う援助について事前に説明し、子どもが主体的に選択できるように支援している。
- b) 施設の行う援助について事前に説明しているが、子どもが主体的に選択できるような支援が十分ではない。
- c) 施設の行う援助について事前に説明していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもに対する適切な情報提供は、子どもの知る権利を守ることであり、主体性のある「力」（エンパワメント）を高めることにつながります。
- あわせて、情報提供は子どもの意見表明や自己決定の前提となるものであることから提供する情報の内容や、その方法にも十分な配慮が求められます。
- 本評価基準では、施設の行う援助について子ども自身が選択する力を身につけ、自己確立を図るという基本的な考え方から十分な情報提供、説明が行われているかどうかについて具体的な取り組みを評価します。

評価の着眼点

- 施設の提供する援助の内容・方法について事前に子どもに十分説明している。
- 子どもに必要な情報を提供し、子どもが主体的に選択できるようにしている。
- 子どもの発達段階や能力に応じて自己決定できる力量形成に取り組んでいる。
- 子どもの自己決定の重要性について職員全員が十分認識している。

A-1-(1)-③ 多くの生活体験を積ませる中で、子どもがその問題や事態の自主的な解決等を通して、健全な自己の成長や問題解決力を形成できるように支援している。

【判断基準】

- a) 子どもの健全な自己の成長や問題解決力を形成できるように支援している。
- b) 子どもの健全な自己の成長や問題解決力を形成できるように支援しているが、十分ではない。
- c) 子どもの健全な自己の成長や問題解決力を形成できるような支援をしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの健全な自己の成長や問題解決力を高めるためには、施設生活において多様な経験を積ませるための機会・体験を確保するとともに、つまずきや失敗を受け止め、子どもとともに解決していこうとする職員の姿勢が大切です。
- 本評価基準では、子どもの健全な自己成長や問題解決力の向上に向けた援助について具体的な取り組みとそれらに対する職員のかかわりを評価します。
- 取り組みや職員の援助は集団的なアプローチだけではなくて、子ども一人ひとりの自立支援計画に基づく援助も含めて評価を行います。

評価の着眼点

- 施設生活において多種多様な経験を積ませるような機会（自然体験、職場実習等）を計画している。
- 生活日課等の中に、生活体験（創作活動など）を通して、ものごとを広い視野で具体的総合的にとらえる力や、豊かな情操が育まれるような活動が組み込まれている。
- つまずきや失敗の体験を大切にし、自主的な問題の解決等を通して、自己肯定感などを形成し、たえず自己を向上発展させるため態度を身につけられるよう支援している。
- 問題の解決にあたって、謙虚に他から学び、他と協力して行える力量や態度を形成できるようグループ活動などを取り入れ支援している。

A-1-(1)-④ 多くの人たちとのふれあいを通して、子どもが人格の尊厳を理解し、
自他の権利を尊重し共生ができるよう支援している。

【判断基準】

- a) 子どもが人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重し共生ができるよう支援している。
- b) 子どもが人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重し共生ができるよう支援しているが、十分ではない。
- c) 子どもが人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重し共生ができるような支援をしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもが人格の尊厳を理解し、他人の権利を尊重できるようになるためには、まず、自分自身の人格や権利が十分大切にされているという実感や経験を積んでいくことが基本となります。
- そのためには、職員と子どもが個別的にふれあう時間を確保して他人に対する基本的な信頼感を醸成することや、子ども間で生じたトラブルはできるだけ本人同士で解決することに向けて支援する等、職員のていねいなかわりが重要です。
- また、円滑な人間関係を育てていくためにも同・異年齢交流の機会等を可能な限り設けて、実際のふれあいを通じて、人格の尊厳や自他の権利を尊重できる人間性を養うことができるよう援助することが必要です。

評価の着眼点

- 基本的な信頼感を獲得するなど良好な人間関係を築くために職員と子どもが個別的にふれあう時間を確保している。
- 喧嘩など子ども間でトラブルが生じた時、基本的には子ども同士で関係を修復できるように支援している。
- 三つ（上との関係、同年齢との関係、下との関係）の人間関係を日常的に経験できる生活環境を用意するなど、人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重できる人間性を育成するよう努めている。
- 老人施設への訪問等による異年齢交流や児童養護施設間交流を実施するなど、多くの人たちとのふれあいの機会を可能な限り実行している。

A-1-(1)-⑤ 子どもの発達に応じて、本人の出生や生い立ち、家族の状況等について、子どもに適切に知らせている。

【判断基準】

- a) 子どもの発達に応じて、本人の出生や生い立ち、家族の状況等について、子どもに適切に知らせている。
- b) 子どもの発達に応じて、本人の出生や生い立ち、家族の状況等について、子どもに適切に知らせよう配慮しているが、十分ではない。
- c) 子どもに適切に知らせていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 情報提供には、施設における援助内容をはじめとする子どもの生活全般に関することと、プライバシーに関わることの二つの側面があります。
- 本評価基準は、子ども本人の出生や家族の状況等に関する情報提供について施設の対応を評価します。
- 子どもの知りたいという気持ちを尊重しつつ、年齢や発達状況への配慮、伝えるタイミングや内容等については慎重な検討が必要であり、また、職員の高い専門性が求められます。
- なお、親をはじめとする家族の情報の中には子どもに知られたくない内容があることにも十分考慮する必要があり、場合によっては児童相談所との連携が求められます。

評価の着眼点

- 子どもの精神発達等に応じて、可能な限り事実を伝えようと努めている。
- 事実を伝える場合には、子どもの精神発達や個別の事情に応じて慎重に対応している。
- 伝え方や内容などについて職員会議等で確認し、職員間で共有している。
- 事実を伝えた後、適切なフォローを行っている。

A-1-(1)-⑥ 体罰を行わないよう徹底している。

【判断基準】

- a) 体罰を行わないよう徹底している。
- b) 体罰を行わないための取り組みが十分ではない。
- c) 体罰を行わないための取り組みをしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 児童養護施設における援助では、いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような懲戒は許されるものではありません。
- 本評価基準では、施設における体罰を行わないための取り組みについて評価します。
- 職員研修等を通じて体罰を行わないことへの意識を高めることのほか、日頃から体罰の起こりやすい状況や場面について検証するとともに体罰を必要としない援助技術の習得を図る等の取り組みが求められます。
- また、体罰があった場合を想定して、施設長が職員・子ども双方にその原因や体罰の方法・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行うしくみを整備することも必要となります。

評価の着眼点

- 体罰の禁止を職員に徹底するため、日常的に会議等で体罰を取り上げ、行われていないことを確認している。
- 「就業規則」等の規程に体罰の禁止を明記している。
- 職員による体罰の禁止について、子どもや保護者に周知している。
- 具体的な例を示して体罰を禁止している。
- 体罰の起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを行い、体罰を伴わない援助技術を習得できるようにしている。
- 体罰があった場合を想定して、施設長が職員・子ども双方にその原因や体罰の方法・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行うしくみがつくられている。
- 自傷行為や他者への加害行為を阻止するための方法について検討し、適切に対応している。

A-1-(1)-⑦ 子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。
- b) 不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 体罰はもとより、言葉による暴力や人格的辱め、無視・脅迫等の心理的虐待、セクシャルハラスメント等、不適切な関わりも絶対に許されるものではありません。
- 児童養護施設においては、日頃から職員研修や具体的な体制整備を通じて不適切な関わりの防止について対策を講じておかなければなりません。
- 本評価基準では、施設における不適切な関わりの防止・早期発見に向けた具体的な取り組みを評価します。

評価の着眼点

- 暴力、人格的辱め、心理的虐待などの不適切な関わりの防止について、具体的な例を示し、職員に徹底している。
- 不適切な関わりの防止について、具体的な例を示して、子どもに周知している。
- 不適切な関わりに迅速に対応できるように、子どもからの訴えやサインを見逃さないよう留意している。
- 不適切な関わりの防止を徹底するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことを確認している。
- 不適切な関わりの起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを行い、これによらない援助技術を習得できるようにしている。
- 不適切な関わりの防止の視点から、職員体制（配置や担当の見直し等）を検討している。
- 不適切な関わりの防止の視点から、密室・死角等の建物構造の点検と改善を行っている。
- 不適切な関わりを発見した場合には、記録し、必ず施設長等に報告することが明文化されている。
- 不適切な関わりがあった場合を想定して、施設長が職員・子ども双方にその原因や方法・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行うようなしくみがつくられている。
- 子どもが自分自身を守るための知識、具体的方法について学習する機会を設けている。

A-1-(1)-⑧ 子どもや保護者の思想や信教の自由は、他の子どもや保護者の権利を妨げない範囲で保障されている。

【判断基準】

- a) 子どもや保護者の思想や信教の自由は保障されている。
- b) 子どもや保護者の思想や信教の自由は尊重されているが、十分ではない。
- c) 子どもや保護者の思想や信教の自由が尊重されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの思想・信教の自由については、最大限に配慮して保障していくことが大切です。
- 児童の権利条約では、子どもの思想、良心、宗教の自由を保障しており、心の自由は個人の尊厳と基本的人権の尊重という理念の確立という視点から最も大切にされなければなりません。
- 本評価基準では、それぞれの子どもや保護者の思想や信教の自由を保障するための施設における取り組みを評価します。

評価の着眼点

- 施設において宗教的活動を強要していない。
- 個別的な宗教活動は尊重している。
- 子どもや保護者の宗教的活動において他の子どもや保護者の権利を妨げないように配慮している。
- 保護者の宗教的活動によってその子どもの権利が損なわれないよう配慮している。

A-2 日常生活支援サービス

2-(1) 援助の基本

A-2-(1)-① 子どもと職員との間に信頼関係を構築し、常に個々の子どもの発達段階や課題に考慮した援助を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもと職員の信頼関係を構築し、子どもの発達段階や課題に考慮した援助を行っている。
- b) 子どもと職員の信頼関係の構築し、子どもの発達段階や課題に考慮した援助を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの発達段階や課題に考慮した援助を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子ども一人ひとりが抱える課題は個別的かつ多様であり、解決までに時間がかかるものも少なくありません。
- 施設における援助は、子どもの基本的信頼感を構築することが不可欠であり、そのためには、職員の高い専門性に基づく受容的・支持的かかわりや深い洞察力による課題把握と対応が求められることとなります。
- また、援助にあたっては発達段階や課題に対する正しい理解のもと、子どもの個性に十分配慮したかかわりが求められます。
- 本評価基準では、子どもと職員との間での信頼関係の構築に向けたかかわりや、子どもの発達段階や課題に考慮した援助について評価します。

評価の着眼点

- 子どもに対する受容的・支持的関わりを心がけている。
- 個々の子どもの気持ちを汲み取っている。
- 職員と子どもが個別的にふれあう時間を確保している。
- 6人程度の小集団での養育が行われている。
- 子どもからの相談を引き出せるように働きかけを意識的に行っている。
- 子どもに問題行動等があった場合、単にその行為を取り上げて叱責するのではなく、背景にある心理的課題を把握に努めている。
- 個々の子どもの状況に応じて、日課は柔軟に対応できる体制となっている。
- 子どもの生活を束縛するような管理や操作をしていない。

A-2-(1)-② 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。

【判断基準】

- a) 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。
- b) 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てているが、十分ではない、
- c) 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てる取り組みを行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準は、子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てるための援助について、職員の態度や子どもとの関わり方のほか、施設のルールづくりへの子どもの参画等、具体的な取り組みを通して評価します。

評価の着眼点

- 普段から、職員が振る舞いや態度で模範を示している。
- 施設生活・社会生活の規範等守るべきルール、約束ごとを理解できるよう子どもに説明し、責任ある行動をとるよう指導している。
- 施設生活を通して他者への心づかいや配慮する心が育まれるよう支援している。
- 地域社会への積極的参加を図る等、社会的ルールを習得する機会を設けている。
- 施設のルール、約束ごとについては、話し合いの場が設定されており、必要に応じて変更している。

2-(2) 食生活

A-2-(2)-① 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を払っている。

【判断基準】

- a) 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を払っている。
- b) 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも配慮を払っているが、十分ではない。
- c) 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫に配慮を払っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 食事は、子どもの身体的成長の基本であることから、年齢等にあった調理方法や栄養のバランスはもとより、食生活習慣の確立、栄養・食教育、心の健康づくりという目的に応じて一人ひとりの子どもに配慮することが大切です。
- 従来、食事は子どもの身体づくりの面が重視されてきましたが、子どもの心を育てるうえでも重要な意味を持つことをあらためて認識する必要があります。
- そのため、栄養に配慮されたおいしい食事をゆっくりと、くつろいで楽しい雰囲気であることができるような環境づくりを通して精神的な安定と発達を促していく取り組みが求められます。
- 本評価基準では、食事をおいしく楽しく食べることができるような工夫等について施設における取り組みを評価します。

評価の着眼点

- 食事場所は明るく楽しい雰囲気、常に清潔が保たれている。
- 温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。
- 陶器の食器等を使用したり盛りつけやテーブルの飾りつけの工夫など、食事を美味しく食べられるように工夫している。
- 幼児など子どもの個人差や子どもの体調、疾病、アレルギー等に配慮した食事を提供している。
- 好き嫌いをなくす工夫や偏食指導については、無理がないよう配慮し実施している。
- 定例的に子どもの嗜好や栄養摂取量を把握し、献立に反映させている。
- 生活指導担当職員と給食担当職員との定例的な連絡会議を開催し、食生活の向上などに努めている。
- 研修会や講習会に参加し、技術の向上に努めている。

A-2-(2)-② 子どもの生活時間にあわせた食事の時間が設定されている。

【判断基準】

- a) 子どもの生活時間にあわせた食事の時間が設定されている。
- b) 子どもの生活時間にあわせた食事の時間が設定されているが、十分ではない。
- c) 子どもの生活時間にあわせた食事の時間が設定されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 食事の時間は、子どもの基本的な生活習慣の確立につながるよう設定されるとともに、食事に要する時間にも個人差があることから可能な限り幅とゆとりをもって設定される必要があります。
- また、クラブ活動等子どもの個別性にも配慮した対応が求められます。
- 本評価基準では、子どもの生活時間にあわせた食事の時間が設定されているかどうかについて施設の取り組みを評価します。

評価の着眼点

- 朝食、昼食、夕食それぞれの食事時間が子どもの基本的な生活習慣の確立につながるよう設定されている。例：夕食時間は午後6時以降にしている。
- クラブ活動等子どもの事情に応じて、食事時間以外の時間でも個別の食事を提供している。
- 電子レンジや保温庫、保冷庫等を用意し、食事時間以外にもおいしく食べられるよう配慮している。
- 無理なく楽しみながら食事ができるように、年齢や個人差に応じた食事時間に配慮をしている。

A-2-(2)- ③ 発達段階に応じて食習慣を習得するための支援を適切に行っている。

【判断基準】

- a) 発達段階に応じて食習慣を習得するための支援を適切に行っている。
- b) 発達段階に応じた食習慣を習得するための支援を行っているが、十分ではない。
- c) 発達段階に応じた食習慣を習得するための支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、食生活への子どもの参加や、変化に富んだ食生活の提供等を通じて発達段階に応じた食習慣を習得するための支援について評価します。
- 施設では、自然に調理の仕方を覚えたり、買い物を手伝って材料の選び方等を知るといった機会が少ないことも考えられます。食器洗いや配膳等の習慣を習得することにあわせて基礎的な調理技術の習得に向けた援助も必要となります。
- また、食事の方法もバイキング方式や屋外での食事、レストランでの外食等、多様な機会を設けることによって食事を楽しむとともに、正しい食習慣の習得に向けた援助を行うことが大切です。

評価の着眼点

- 箸、ナイフ・フォーク等食器の使い方や食事のマナーが習得できるよう支援している。
- 食習慣の習得を、無理なく楽しみながら身に付けられるよう工夫している。
- 基礎的な調理技術を習得できるよう、食事やおやつを作る機会を設けている。
- テーブル拭き、食器洗い、食器消毒、残飯処理など食後の後片づけの習慣が習得できるよう支援している。
- 外食の機会を設け、施設外での食事を体験させている。
- 食品分類やおやつの摂り方等、栄養についての正しい知識を教えている。

2-(3) 衣生活

A-2-(3)-① 衣服は清潔で、体に合い、季節にあったものを提供している。

【判断基準】

- a) 衣服は清潔で、体に合い、季節にあったものを提供している。
- b) 衣服の提供に配慮をしているが、十分ではない。
- c) 衣服の提供に配慮を欠いたものがある。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、とくに低年齢児に対する衣生活の支援について施設の取り組みを評価します。

評価の着眼点

- 常に衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものが着用されるよう提供している。
- 年齢に応じて、TPOに合わせた服装ができるよう配慮している。
- 毎日取り替える下着や、汚れた時などに着替えることができる衣類が十分に確保されている。
- 生活場面や活動場面に応じて着替えることのできる衣類を提供している。

A-2-(3)-② 子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように援助している。

【判断基準】

- a) 子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように援助している。
- b) 子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように援助しているが、十分ではない。
- c) 子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるような援助をしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 衣生活は、子どもにとって大切な領域であり自己表現の大きな手段として考えられることから適切な配慮が求められます。
- 画一的な衣生活にならないよう、一括購入や一律支給をやめて可能な限り子どもの個性にあったもの、子どもの好みにあったものを購入するような配慮が求められます。
- また、高年齢児においては自分自身で選び、購入できるような機会を確保することも必要です。
- あわせて、子ども自身で衣生活の管理ができるように援助を進めていくことが求められます。
- 季節や気候にあわせた衣服の選択や、衣類の補修等、発達段階に応じて子ども自身でできるように必要な援助を行います。
- 本評価基準は、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて自己表現できるための施設による援助について評価します。

評価の着眼点

- 気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣習慣を習得させている。
- 個々の収納スペースを確保するなど、「自分の服である」という所有感を持てるようにしている。
- 発達段階や好みに合わせて子ども自身が衣服を購入できる機会を設けている。
- 発達段階に応じて、衣服の着脱、整理整頓ができるよう援助している。
- 発達段階に応じて、選択、アイロンかけ、補修等衣服の自己管理ができるよう援助している。
- 衣服を通じて子どもが適切に自己表現ができるように支援している。

2-(4) 住生活

A-2-(4)-① 居室等施設全体が生活の場として安全性や快適さに配慮したものに
なっている。

【判断基準】

- a) 居室等施設全体が生活の場として安全性や快適さに配慮したものにしている。
- b) 居室等施設全体が生活の場として安全性や快適さに配慮されているが、十分ではない。
- c) 居室等施設全体が生活の場として安全性や快適さに配慮していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの成長発達と権利擁護の視点から、生活の場である建物や設備のあり方をあらためて見直してみる必要があります。
- 本評価基準では、居室等施設全体が生活の場として安全性や快適さに配慮したものにしているかどうか、施設の工夫や取り組みを評価します。

評価の着眼点

- 6人程度の小集団養育を行う環境づくりに配慮している。
- トイレ、洗面所等は性別や年齢に応じて使いやすいように配慮している。
- 必要に応じて、冷暖房設備を整備している。
- 子どもが私物を収納できるよう、個々にロッカー、タンス等を整備している。
- 日常的な清掃や大掃除を行い、軽度な修繕を迅速に行っている。
- くつろげる空間を確保するように努めている。
- 必要に応じていつでも入浴やシャワーが利用できるになっている。

A-2-(4)-② 発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう
援助している。

【判断基準】

- a) 発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう援助している。
- b) 発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう援助しているが、十分ではない。
- c) 発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう援助はしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの自立に向けては、基本的な生活習慣・生活技術を身に付けることが必要であり、その援助は子ども一人ひとりの発達段階等によって大きく異なります。
- 援助にあたっては、職員が子ども一人ひとりの発達状況等を正しく理解したうえで、時間をかけて行うことが求められます。
- あわせて、子どもに可能な限り多様な体験をさせることによって生活技術を高めていくための働きかけも必要となります。
- 本評価基準は、発達段階に応じた生活習慣の確立と生活技術の習得に向けた援助について具体的な取り組みを通して評価します。

評価の着眼点

- 居室の整理・整頓、掃除の習慣を身に付けられるよう支援している。
- 洗濯、ふとん干し、各居室のごみ処理の習慣を身に付けられるよう支援している。
- 戸締り、施錠の習慣を身につけられるように支援している。
- 建物や設備の軽度な破損について、簡単な修理を体験できるように配慮している。

2-(5) 衛生管理、健康管理、安全管理

A-2-(5)-① 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。

【判断基準】

- a) 発達段階に応じ、身体の健康について自己管理ができるよう支援している。
- b) 発達段階に応じ、身体の健康について自己管理ができるよう支援しているが、十分ではない。
- c) 発達段階に応じ、身体の健康について自己管理ができるような支援をしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 身体の健康は、子どもの健全な発達の基本となります。
- 本評価基準では、発達段階に応じて子ども自らが身体の健康に関する自己管理を行うことができるよう施設が行う支援について評価します。
- なお、本評価基準で身体の健康とは、病気だけではなく清潔や安全（事故防止）といったことを含むものとしてその取り組みを評価します。

評価の着眼点

- 幼児については、常に良好な健康状態を保持できるよう、睡眠、食事摂取、排泄等の状況を職員がきちんと把握している。
- 排泄後の始末と手洗いの指導をしている。
- うがいや手洗いの習慣を養うように指導している。
- 寝具の日光消毒や衣類などを清潔に保つなど、健康管理ができるよう指導している。
- 洗面、整髪、ひげそり、歯磨き、爪きり等身だしなみについて、発達に応じて自ら行えるよう援助している。
- 定例的に理美容をしている。
- 子どもの発達段階に応じて、危険物の取扱いや危険な物・場所・行為から身を守るための指導を行っている。
- 子どもの交通事故を防止するため、交通ルール等について日頃から子どもに教えている。

A-2-(5) - ② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。

【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。
- b) 一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理し異常がある場合は対応しているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの子どもに対する心身の健康管理が行われていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、子どもの健康管理について日常的な医療機関との連携や、子どもの健康状態の把握状況等について具体的な取り組みを評価します。

評価の着眼点

- 子どもの平常の健康状態や発育・発達状態を把握している。
- 健康上特別な配慮を要する子どもについては、医療機関と連携して、日頃から注意深く観察している。
- 職員間で医療や健康に関して学習する機会を設け、知識を深める努力をしている。
- 服薬管理の必要な子どもについては、医療機関と連携しながら服薬や薬歴のチェックを行っている。
- 受診や服薬が必要な場合、子どもがその必要性を理解できるよう、説明している。

2-(6) 問題行動に対する対応

A-2-(6)-① 子どもが暴力・不適応行動などの問題行動をとった場合に適切に対応している。

【判断基準】

- a) 子どもが問題行動をとった場合に適切に対応している。
- b) 子どもが問題行動をとった場合に対応しているが、十分ではない。
- c) 子どもが問題行動をとった場合に対応していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもが問題行動をとった場合には、子どもが訴えたいことを理解し、その問題行動の原因について十分な検討を行うことが大切です。
- また、問題行動のある子どもの特性等についてはあらかじめ職員間で情報を共有化し、連携して対応できるようにすることや、必要に応じて児童相談所、専門医療機関等とも情報交換を行うなど日常的な対応が求められます。
- 本評価基準では、子どもが暴力・不適応行動などの問題行動をとった場合の対応や日常的な取り組みについて評価します。

評価の着眼点

- 施設が、子どもにとっての癒しの場になるよう配慮している。
- 問題行動のある子どもについて、子どもの特性等あらかじめ職員間で情報を共有化し、連携して対応できるようにしている。
- 問題行動のある子どもについては、問題となる行動を観察・記録し、誘引や刺激、人的・物的環境との因果関係を分析している。
- 職員の研修等を行い、問題行動に対して適切な援助技術を習得できるようにしている。
- 問題行動に対して、子どもの心身を傷つけずに対応するための体制を整えている。
- 必要に応じ、児童相談所、専門医療機関等と協力し、対応している。
- 周囲の子どもの安全を図る配慮がなされている。

A-2-(6)-② 虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。

【判断基準】

- a) 虐待を受けた子ども等が施設内で安全が確保されるように努めている。
- b) 虐待を受けた子ども等が施設内で安全が確保されるように努めているが、十分ではない。
- c) 虐待を受けた子ども等が施設内で安全が確保されるような取り組みを行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合には、あらかじめその際の対応について職員間で検討し、統一的な対応が図られるよう周知徹底しておくことが必要です。
- そのうえで、児童相談所との連携や緊急の事態に備えて地域の警察との情報交換を日頃から行っておくことが求められます。
- 本評価基準では、保護者からの強引な引き取りがあった場合の対応について施設の取り組みを評価します。

評価の着眼点

- 強制引き取りのための対応について職員に周知徹底している。
- 引き取りの可否等について、児童相談所との連絡を適宜行っている。
- 緊急時には協力を依頼できるよう、警察との連携を図っている。

A-2-(6)-③ 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体に徹底している。

【判断基準】

- a) 子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体に徹底している。
- b) 子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう徹底しているが、十分でない。
- c) 子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないような取り組みを行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 施設内で子ども間の暴力やいじめ、差別などが生じないよう、日頃から他人に対する配慮の気持ちや接し方、人権に対する意識を施設全体に徹底することが必要です。
- また、子ども同士のいじめや暴力が発覚した場合の対応についても職員間の連携や施設長の役割等、あらかじめ体制を整えておくことが求められます。
- 本評価基準は、施設内における子ども間のいじめや暴力等の防止と、万が一発生した場合の対応策について施設の取り組みを評価します。

評価の着眼点

- 日頃から他人に対する配慮の気持ちや接し方を職員が模範となって示している。
- 人権に対する子どもの意識を育むよう支援をしている。
- 問題の発生予防のために、施設内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方についても点検を行っている。
- 課題を持った子ども、入所間もない子どもの場合は観察を密にし、個別援助を行っている。
- 子ども間での暴力やいじめが発覚した場合については、施設長が中心になり、全職員が適切な対応ができるような体制になっている。
- 暴力やいじめに対する対応が困難と判断した場合には、児童相談所等に協力を要請するようにしている。

2-(7) 自主性、自律性を尊重した日常生活

A-2-(7)-① 行事などのプログラムは、子どもが参画しやすいように計画・実施されている。

【判断基準】

- a) 行事などのプログラムは、子どもが参画しやすいように計画・実行されている。
- b) 行事などのプログラムは、子どもが参画しやすいように計画・実行されているが、十分ではない。
- c) 行事などのプログラムが、子どもが参画しやすいように計画・実行されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準は、子どもが行事等の企画・運営に主体的に関わることができることや、子どもの趣味や興味にあったプログラムであること等によって、行事等に子どもが参画しやすいように計画・実施されているかどうかについて施設の具体的な取り組みを評価します。

評価の着眼点

- 子どもの趣味や興味にあったプログラムになるように子どもの意見を反映させ、適宜変更している。
- 子どもが主体的に行事の企画・運営に関わることができる。
- 活動に対して自発的な参加を促すよう支援している。
- 行事等のプログラムに追われることなく、ゆとりある生活が過ごせるよう配慮している。
- 行事等の参画について、子ども一人ひとりの選択を尊重している。

A-2-(7)-② 休日等に子どもが自由に過ごせるよう配慮している。

【判断基準】

- a) 休日等に子どもが自由に過ごせるよう配慮している。
- b) 休日等に子どもが自由に過ごせるよう配慮しているが、十分ではない。
- c) 休日等に子どもが自由に過ごせるような配慮はしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準は、休日等に子どもが自由に過ごせるような工夫や配慮について施設の取り組みを評価します。

評価の着眼点

- 子どもの興味や趣味に合わせて、自発的活動ができるよう工夫している。
- 子ども（外国籍の子ども等）の生活文化を保障し、自由に活動ができるようにしている。
- 学校のクラブ活動への参加は、本人の希望を尊重している。
- 子どもが外部のサークル活動やレクリエーション等に参加することを望む場合、可能な限りそれに応えている。
- 子どもの趣味に応じて、外部の文化・スポーツ活動への参加や習い事を認めている。
- 図書・雑誌・新聞等、子どもの要望に応じた出版物を備えて、自由に閲覧できるようにしている。
- テレビ・ビデオ・ステレオ等オーディオ機器を備え、子どもの健全な発達に考慮した上で、自由に使用できるようにしている。

A-2-(7)-③ 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。

【判断基準】

- a) 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。
- b) 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援しているが、十分ではない。
- c) 子どもの発達段階に応じて、経済観念が身につくような支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもが社会化していくためには、さまざまな生活技術が習得されていかなければならず、なかでも経済観念の確立はその基本となるものです。
- 経済観念の確立に向けては、子どもの発達段階に応じて小遣いの管理や使い方等を通じて具体的な体験をもとに習得させていくための援助が必要となります。
- 本評価基準は、子どもの金銭管理や使い方など経済観念の確立に向けた支援について施設の取り組みを評価します。

評価の着眼点

- 計画的な小遣いの使用等、金銭の自己管理ができるよう支援している。
- 無駄遣いをやめ、節約したことによる効果が実感できるようなお金の使い方を体験できるように工夫している。
- 大人と一緒に買物に行ったり、一人で買物をさせるなど経済観念や金銭感覚が身につくよう支援している。
- 小遣いの用途については、子どもの自主性を尊重し、不必要な制約を加えていない。
- 一定の生活費の範囲で生活することを学ぶプログラムを実施している。

A-2-(7)-④ 子どもが友人や地域との関係を深められるよう支援している。

【判断基準】

- a) 子どもが友人や地域との関係を深められるよう支援している。
- b) 子どもが友人や地域との関係を深められるような支援はしているが、十分ではない。
- c) 子どもが友人や地域との関係を深められるような支援はしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準は、学校の友人等が施設へ遊びに来やすいような環境作りや、子どもの発達や状況に応じ電話の取次ぎ時間を可能な限り制限しない等、子どもが友人や地域との関係を深めるための援助について、施設の具体的な取り組みを評価します。

評価の着眼点

- 学校の友人等が施設へ遊びに来やすいような環境作りに努めている。
- 電話の取次ぎ時間は、子どもの発達や状況に応じて、可能な限り制限しないようにしている。
- 帰宅時間（門限）は、子どもと発達や状況に応じて決めている。
- 地域のボランティア活動への参加の機会を設けている。
- お祭りへの参加など、地域社会での活動や交流会への参加を支援している。

2-(8) 学習支援、進路指導等

A-2-(8) - ① 学習環境の整備を行い学力に応じた学習支援を行っている。

【判断基準】

- a) 学習環境の整備を行い学力に応じた学習支援を行っている。
- b) 学習環境の整備や学力に応じた学習支援を行っているが、十分ではない。
- c) 学習環境の整備や学力に応じた学習支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの学習権を保障し、よりよき自己実現に向けて学習に対する子どもの意欲を十分に引き出すとともに、適切な学習機会を確保することが児童養護施設には求められます。
- 本評価基準は、施設における学習環境の整備と学習支援について具体的な施設の取り組みを評価します。

評価の着眼点

- 忘れ物や宿題の未提出がないよう把握している。
- 辞書・参考書等学習に必要な書籍を用意している。
- 静かに落ち着いて勉強できるように個別スペースや学習室を用意するなど、中学生、高校生、大学受験生のための環境づくりなどの配慮をしている。
- 年齢や理解力に応じて、自分で学習計画が立てられるなど、学習習慣が身につくよう援助している。
- 学校教師と十分な連携をとり、常に子ども個々の学力を把握し、学力に応じた個別の学習支援を行っている。
- 学習指導のため、ボランティアの協力を得ている。

A-2-(8)-② 学校を卒業する子どもの進路について、「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう援助している。

【判断基準】

- a) 子どもの進路について、進路の自己決定ができるように援助している。
- b) 子どもの進路について、進路の自己決定ができるように援助しているが、十分ではない。
- c) 子どもの進路について、進路の自己決定ができるような援助はしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの適切な自己決定を確保するためには十分な情報提供がその基本となります。
- とくに、進路選択という子どもの人生においてとりわけ重大な事柄について自己決定をしていくためには、必要に応じて親、学校、児童相談所との連携を図りながら、多様な判断材料を提示するとともに、子どもの不安を受け止めてきめ細かな相談、話し合いといった援助が求められます。
- 本評価基準では、学校を卒業する子どもの「最善の利益」にかなった進路の自己決定に向けた援助について具体的な取り組みを評価します。
- あわせて、進路決定後のフォローアップや失敗した場合の対応等についても対応を評価します。

評価の着眼点

- 進路選択に必要な資料を収集し、子どもに判断材料を提供している。
- 進路選択にあたって、子どもと十分に話し合っている。
- 進路選択にあたって、親、学校、児童相談所の意見を十分聞くなど連携している。
- 早い時期から進路について自己決定ができるような相談、指導を行っている。
- 奨学金など進路決定のための経済的な援助のしくみについての情報等も提供している。
- 進路決定後のフォローアップや失敗した場合に対応している。

A-2-(8)-③ 職場実習や職場体験等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 職場実習や職場体験等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。
- b) 職場実習や職場体験等の機会を通じた社会経験の拡大に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 社会経験の拡大に取り組んでいない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、職場実習や職場体験等の機会を通じた施設による社会経験の拡大に向けた取り組みを評価します。

評価の着眼点

- 実習先や体験先の開拓を積極的に行っている。
- 事業主等と密接に連携するなど、職場実習の効果を高めている。
- 各種の資格取得を積極的に奨励している。
- 職場実習に対する実施規程などを作成し、子どもの自立支援に取り組んでいる。

A-2-(8)-④ 子どもの年齢・発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。

【判断基準】

- a) 異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。
- b) 異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けているが、十分ではない。
- c) 性についての正しい知識を得る機会を設けていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 児童養護施設における性教育は、自立と共生の力を育てることを基本的な考え方として年齢、発達段階に応じて性についての正しい知識、関心が持てるよう援助していくことが求められます。
- そのためには、日頃から職員の間でも性教育のあり方等について検討し、必要に応じて勉強会を行う等の取り組みが必要となります。
- また、実生活のうえでも年齢にふさわしい異性とのつき合いができるような配慮が必要となります。
- 本評価基準では、子どもの性に対する正しい理解を促すための取り組みを評価します。

評価の着眼点

- 年齢、発達段階に応じて、性についての正しい知識、関心が持てるよう援助している。
- 性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に答えている。
- 年齢相応で健全な異性とのつき合いができるよう配慮している。
- 年齢に応じた性教育のカリキュラムを用意し、正しい性知識を得る機会を設けている。
- 性教育についての職員の学習会を実施している。

2-(9) メンタルヘルス

A-2-(9)-① 被虐待児など心理的なケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。

【判断基準】

- a) 心理的なケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。
- b) 心理的なケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っているが、十分ではない。
- c) 心理的なケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、被虐待児など心理的なケアが必要な子どもに対する心理的な支援について、自立支援計画に基づく心理支援プログラムの策定とそのプログラムによる心理的支援の実施状況等について評価します。

評価の着眼点

- 心理的な支援を必要とする子どもについては、自立支援計画に基づきその解決に向けた心理支援プログラムが策定されている。
- 心理支援プログラムにおいて個別・具体的方法が明示されており、その方法により心理的支援が実施されている。
- 日常生活の中で、心理的な援助が行える体制ができている。
- 必要に応じて心理の専門家から直接的支援を受ける体制が整っている。
- 心理的なケアが必要な子どもへの対応に関する職員研修やスーパービジョンが行われている。

2- (10) 家族とのつながり

A-2-(10)-① 児童相談所等と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり家族からの相談に応じる体制づくりができています。

【判断基準】

- a) 子どもと家族との関係調整を図ったり家族からの相談に応じる体制づくりができています。
- b) 子どもと家族との関係調整を図ったり家族からの相談に応じる体制づくりが十分ではない。
- c) 相談に応じる体制づくりができていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、子どもと家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりについて、児童相談所との連携や家族への具体的な関わり方等を通して評価します。

評価の着眼点

- 家族との関係調整については、定例的かつ必要に応じて児童相談所等と協議を行っている。
- 施設と家族が信頼関係を構築できるよう努めている。
- 自立支援計画について、入所後も適宜、家族と確認しあう機会を設けている。
- 家庭訪問や親との面接などを通じて家族への働きかけを行い、親子関係の継続や修復に努めている。
- 面会、外出、一時帰宅後の子どもの様子を注意深く観察し、家族からの不適切な関わりの発見に努めている。
- 子どものお日常生活の様子について家族に伝えている。
- 子どもに関係する学校、地域、施設等の予定や情報を、家族に随時知らせている。
- 子どもが家族との交流を望む場合、積極的に支援している。

A-2-(10) - ② 子どもと家族の関係づくりのために面会、外出、一時帰省などを積極的にしている。

【判断基準】

- a) 子どもと家族の関係づくりのために面会、外出、一時帰省などを積極的にしている。
- b) 子どもと家族の関係づくりのために面会、外出、一時帰省などを行っているが、十分ではない。
- c) 子どもと家族の関係づくりのための面会、外出、一時帰省などを行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、子どもと家族の関係づくりのために施設が行う面会や外出、一時帰省等の具体的な取り組みを評価します。
- 取り組みには、家族等との交流の乏しい子どもに対する配慮や、面会や外出等を希望しない子どもへの対応等も含まれます。

評価の着眼点

- 面会、外出、一時帰宅については、規程を設けている。
- 面会、外出、一時帰宅については、規程に基づいて実施している。
- 一時帰宅については、児童相談所と協議して行っている。
- 親子が必要な期間一緒に過ごせるような宿泊設備を施設内に設けている。
- 子どもが家族との交流を希望しない場合には、その意思を尊重している。
- 家族等との交流の乏しい子どもには、短期里親やボランティア家庭等での家庭生活を短期間体験させるなどの配慮をしている。
- 被虐待児など配慮の必要な子どもについては、ケース会議などで検討し、児童相談所と十分な協議の上で、行っている。